

平成 29 年度

復興庁 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

復興庁 省庁別財務書類

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	8
参考情報	15
1 復興庁の所掌する業務の概要	
2 復興庁の組織及び定員	
3 平成 29 年度歳入歳出決算の概要	
4 公債関連情報	

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成29年 3月31日)	(平成30年 3月31日)		(平成29年 3月31日)	(平成30年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	1,144,325	735,959	未払金	3,125	2,330
未収金	-	4	賞与引当金	229	208
前払費用	0	0	退職給付引当金	1,740	1,619
その他の債権等	1,590	1,563	その他の債務等	359	157
有形固定資産	392	192	負債合計	5,455	4,315
物品	392	192	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	15	12	資産・負債差額	1,140,868	733,418
資産合計	1,146,323	737,733	負債及び資産・ 負債差額合計	1,146,323	737,733

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成28年 4月 1日) (至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日)
人件費	1,905	1,968
賞与引当金繰入額	229	208
退職給付引当金繰入額	118	13
補助金等	8,308	9,732
委託費等	9,815	8,004
食料安定供給特別会計への繰入	314	-
庁費等	3,687	3,836
その他の経費	168	183
減価償却費	212	214
支払利息	19	11
資産処分損益	-	2
本年度業務費用合計	24,779	24,175

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成28年 4月 1日) (至 平成29年 3月31日)	本会計年度 (自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	1,421,109	1,140,868
II 本年度業務費用合計	△ 24,779	△ 24,175
III 財源	△ 255,426	△ 383,287
配賦財源	△ 255,448	△ 384,453
自己収入	21	1,166
IV 無償所管換等	△ 35	13
V 本年度末資産・負債差額	1,140,868	733,418

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成28年 4月 1日) (至 平成29年 3月31日)	本会計年度 (自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
配賦財源	△ 255,448	△ 384,453
自己収入	26	1,162
前年度剰余金受入	1,424,549	1,144,325
財源合計	1,169,127	761,033
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 2,127	△ 2,188
補助金等	△ 8,371	△ 10,467
委託費等	△ 9,815	△ 8,004
食料安定供給特別会計への繰入	△ 314	-
庁費等の支出	△ 3,803	△ 4,015
その他の支出	△ 156	△ 183
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 24,588	△ 24,860
業務支出合計	△ 24,588	△ 24,860
業務収支	1,144,538	736,173
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 194	△ 202
利息の支払額	△ 19	△ 11
財務収支	△ 213	△ 213
本年度収支	1,144,325	735,959
翌年度歳入繰入	1,144,325	735,959
本年度末現金・預金残高	1,144,325	735,959

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物件については、取得価額相当額を資産計上し、リース期間満了後の残存価額をゼロとした定額法によっている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 3,230百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 216百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「未収金」には、還付消費税額を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち一般会計等が負担する退職給付引当金相当額を計上している。

- ・「物品」には、取得価格が 50 万円以上の物品及びファイナンス・リース取引に伴うリース物件について、取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、利子補給金及び児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、ファイナンス・リース取引に伴うリース債務額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、ファイナンス・リース取引に関して発生した利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の処分による除売却損を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「配賦財源」には、共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、雑収入を計上している。
- ・「無償所管換等」には、定員変動による退職給付引当金及び賞与引当金の引継等に伴う資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「配賦財源」には、共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、雑収入を計上している。

- ・「前年度剰余金受入」には、前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、前会計年度において、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当の支出のうち、他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース債務の返済に係る支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、ファイナンス・リース取引に関して発生した利息に係る支出を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(3) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 固定金利による利子補給金

従来、固定金利による利子補給金の「未払金」の算定にあたっては、年度ごとに将来の利子補給額を割引率4.2%で現在価値に割引いた額としていたが、本年度末の「未払金」の算定から、割引率4.2%を年度中の支払期間ごとの月数により按分する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において未払金が25百万円増加し、業務費用計算書において補助金等が同額増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
政府預金（日本銀行預金）	735,959
合計	735,959

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
還付消費税額	税務署	4
合計		4

③ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
会計検査院一般会計が負担する退職給付引当金相当額	会計検査院一般会計	2	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、会計検査院一般会計が負担する退職給付引当金相当額
内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣一般会計	38	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額
内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣府一般会計	110	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額
総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	総務省一般会計	165	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	法務省一般会計	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	外務省一般会計	16	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	財務省一般会計	172	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	文部科学省一般会計	29	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	厚生労働省一般会計	91	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	農林水産省一般会計	249	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	経済産業省一般会計	162	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	国土交通省一般会計	485	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
自動車安全特別会計が負担する退職給付引当金相当額	自動車安全特別会計	13	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、自動車安全特別会計が負担する退職給付引当金相当額
環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	環境省一般会計	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	防衛省一般会計	23	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
合計		1,563	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物品	392	14	2	211	-	192
物品(美術品を除く)	392	14	2	211	-	192
小計	392	14	2	211	-	192
(無形固定資産)						
電話加入権	1	-	-	-	-	1
ソフトウェア	14	-	-	2	-	11
小計	15	-	-	2	-	12
合計	408	14	2	214	-	205

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
復興特区支援利子補給金	民間団体	2,328
2・3月分児童手当	職員	2
合計		2,330

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	1,740	232	111	1,619
合計	1,740	232	111	1,619

(注) 退職手当に係る引当金の本年度増加額111百万円のうち、97百万円は、一般会計から東日本大震災復興特別会計に職員が移動したことによる増加額であり、本年度取崩額232百万円のうち、142百万円は、東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる減少額である。

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	157
合計		157

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
＜補助金＞			
被災者支援総合交付金	地方公共団体等	6,563	避難生活の長期化や災害公営住宅への移転など、復興の進展によって生じる課題に対応するための被災者支援の取組み（住宅・生活再建にかかる相談やコミュニティ形成支援等）を一体的に支援するために必要な経費に対する補助
福島再生加速化交付金	地方公共団体	2,519	原子力災害からの復興を図るため行う福島再生加速化事業に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金
復興特区支援利子補給金	民間団体	648	「東日本大震災復興特別区域法」第44条に規定する復興特区支援貸付事業を行う金融機関が、認定復興推進計画に定められた事業を行うのに必要な資金の貸付けについての利子補給金
合計		9,732	

(2) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費	地方公共団体	8,004	「福島復興再生特別措置法」第17条に基づき住民の生活環境の改善に資するため、国から避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村から要請に基づき機能回復を行うための委託費
合計		8,004	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
内閣	21	-	△ 21
内閣府	35,952	5,977	△ 29,974
総務省	257,591	-	△ 257,591
法務省	1,337	0	△ 1,337
財務省	64,840	1,044,050	979,209
文部科学省	52,102	2,135	△ 49,967
厚生労働省	58,737	4,692	△ 54,045
農林水産省	223,181	8,659	△ 214,522
経済産業省	64,389	18,835	△ 45,554
国土交通省	779,671	119,188	△ 660,483
環境省	613,815	574,193	△ 39,622
防衛省	10,832	289	△ 10,543
合計	2,162,475	1,778,021	△ 384,453

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源である。

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財務内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	1,166
合計			1,166

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	会計検査院一般会計	△0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	総務省一般会計	△1	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	財務省一般会計	△0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	文部科学省一般会計	△0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	厚生労働省一般会計	△0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	経済産業省一般会計	△0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	国土交通省一般会計	△4	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	小計	△8			
財産の無償所管換等 (渡)	財務省一般会計	1	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	文部科学省一般会計	0	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	国土交通省一般会計	2	賞与引当金	定員変動に伴う 所管換	
	文部科学省一般会計	1	退職給付引当金	定員変動に伴う 所管換	
	厚生労働省一般会計	0	退職給付引当金	定員変動に伴う 所管換	
	農林水産省一般会計	△2	退職給付引当金	定員変動に伴う 所管換	
	経済産業省一般会計	0	退職給付引当金	定員変動に伴う 所管換	
	国土交通省一般会計	17	退職給付引当金	定員変動に伴う 所管換	
小計	22				
合計		13			

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の配賦

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
内閣	21	-	△ 21
内閣府	35,952	5,977	△ 29,974
総務省	257,591	-	△ 257,591
法務省	1,337	0	△ 1,337
財務省	64,840	1,044,050	979,209
文部科学省	52,102	2,135	△ 49,967
厚生労働省	58,737	4,692	△ 54,045
農林水産省	223,181	8,659	△ 214,522
経済産業省	64,389	18,835	△ 45,554
国土交通省	779,671	119,188	△ 660,483
環境省	613,815	574,193	△ 39,622
防衛省	10,832	289	△ 10,543
合計	2,162,475	1,778,021	△ 384,453

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源である。

② 特別会計の収入の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	1,162
合計			1,162

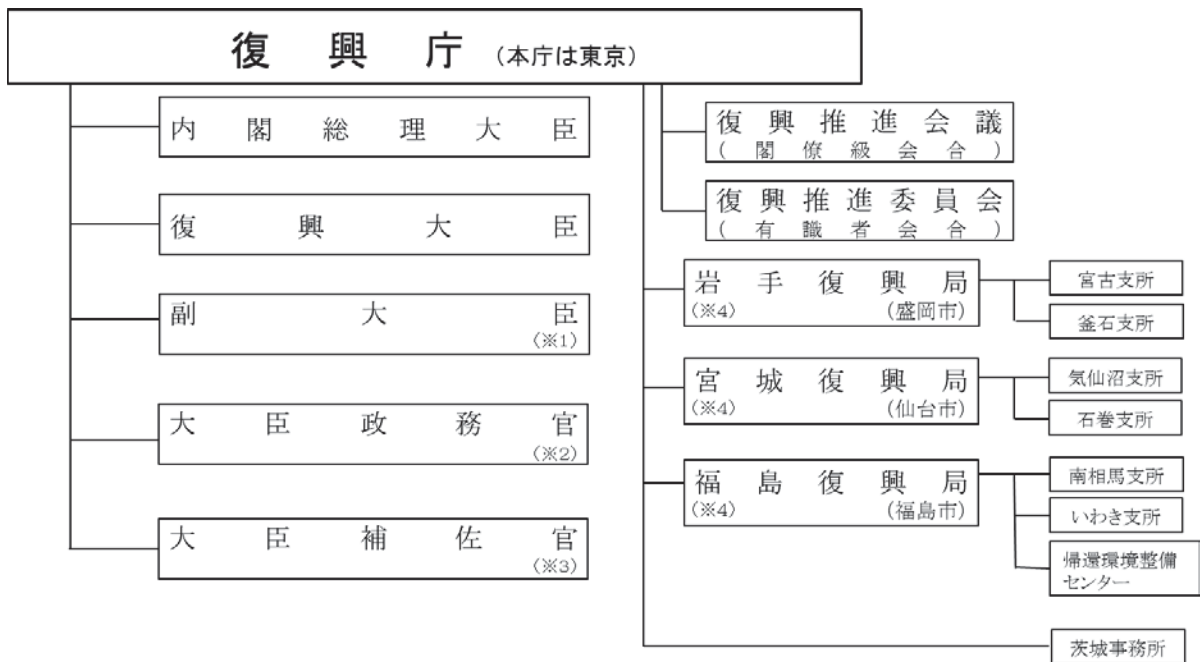
参考情報

1 復興庁の所掌する業務の概要

- (1) 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- (2) 東日本大震災復興基本法第 2 条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

2 復興庁の組織及び定員

(1) 組織図（平成 29 年度末現在）



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 復興庁に特に必要がある場合においては、大臣補佐官を1人置くことができる。
 ※4 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員（平成 29 年度予算定員）

一般会計の予算定員は措置されていない。東日本大震災復興特別会計の予算定員は 205 名である。

3 平成 29 年度歳入歳出決算の概要

収納済歳入額：11,454 億円
 支出済歳出額：250 億円
 剰余金：11,204 億円

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）

及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>8,227,370 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>335,545 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>67,593 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>5,470 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>- 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>45 億円</u>